制度改正に関する説明会を開催しました

- ●特殊関税等調査室では、6月15日(木)に、経済産業省内会議室において、貿易救済制度の制度改正に関する説明会を開催しました。
- ●事前の想定を上回る190名以上の方から参加登録をいただき、急遽、同日3回に分けて、 説明会を開催させていただきました。

【説明会の内容】

- 1. 最近の諸外国における貿易救済措置を巡る動向
- 2. 我が国のアンチ・ダンピング措置制度の概要
- 3. 我が国のアンチ・ダンピング制度の見直しと運用の改善
 - →本年4月1日に施行された我が国のアンチ・ダンピング制度の改正について、詳しくご説明いたしました。
- 4. ADニュースレターの紹介
- 5. 個別相談のご案内

説明の後、質疑応答が行われ、多くの方からご質問を頂きました。 ご参加いただきましてありがとうございました。

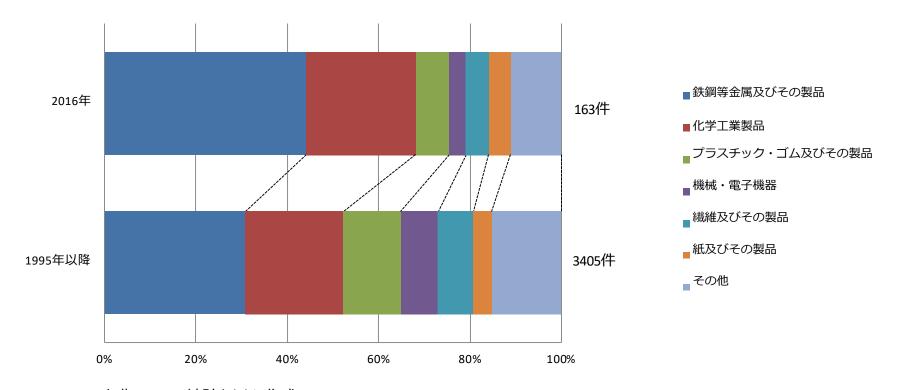
・当日の配布資料等については、お問い合わせがありましたら、以下のアドレスまでご連絡ください。

連絡先: adnewsletter@meti.go.jp

主要国のセクター別アンチ・ダンピング措置活用状況

- 2016年おけるAD調査開始件数をセクター別に見ると、鉄鋼等金属と化学工業製品で約半数以上を占めており、次いでプラスチック及びゴム製品、機械・電子機器等が続いています。
- この傾向は、WTO発足(1995年)以降で見ても、この傾向には大きな差はありません。

アンチ・ダンピング措置の発動件数(セクター別の比率)



出典:WTO統計をもとに作成

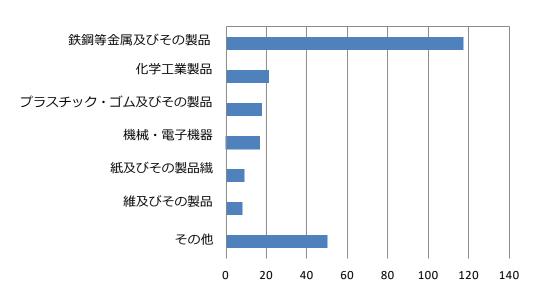
主要国における補助金相殺関税(CVD)の活用状況

- CVD活用件数には国別に大きな偏りがあり、G20の中では米国が多数を占めている。
- 対象となる分野は、鉄鋼等金属製品の割合が高く、アンチ・ダンピング措置と同様、素材産業の製品に対する発動が多く見られる。
- また、CVDの申請・調査は、ADと同時に行われるケースも多く、調査の結果、AD/CVDの関税が併課されている事例も見られる。

平成28年 CVD措置発動件数

発動国名	件数
米国	16件
カナダ	2件
EU	1件
オーストラリア	1件
ブラジル	1件
ペルー	1件
インド	1件
ウクライナ	1件

CVD措置発動件数 (1995年以降、セクター別)



出典: WTO統計をもとに作成

アンチ・ダンピング(AD)・補助金相殺関税(CVD)の申請・調査開始の要件

● WTO協定では、AD・CVD調査に関し、申請内容の要件、調査開始の要件が定められており、調査を開始するためには、これらの要件が満たされている必要があります。

【申請内容の要件】

- 申請には、(a)ダンピング又は補助金の 存在、(b)国内産業の損害(c)ダンピング 又は補助金交付産品の輸入と申し立てら れた損害との間の因果関係についての証 拠念める。
- 関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、上記の要件を満たすために十分なものであるとみなされない。
- 申請には、<u>申請者が合理的に入手する</u> こと ができる情報を含む。

【調査開始の要件】

- 申請に支持を表明している<u>国内生産者の</u> 生産高の合計が、申請について支持又は 反対のいずれかを表明している国内産業 の一部が生産する同種の産品の<u>機</u> 50%を超える。
 - → 申請は「国内産業によって又は国内産 業のために」行われたとみなす。
- <u>申請を明示的に支持している国内生産者</u> <u>による生産が国内総生産の25%以上</u>でな ければ、調査を開始してはならない。

我が国における調査開始の要件の確認

● 我が国では、政令及びAD・CVDガイドラインに基づき、前頁の調査開始の要件を以下のように確認しています。

申請適格要件

●「本邦の産業に利害関係を有する者」は、不当廉売関税を課すことの求め(=課税申請)が可能*されています。この場合、「本邦の産業に利害関係を有する者」は、以下の要件が満たされる者と定義されています**。

* 関税定率法第7条第5項、第8条第4項 ** 不当廉売関税に関する政令第5条第1項、相殺関税に関する政令第3条第1項

調査開始のための要件

- ●調査開始のためには、申請に支持表明している者の生産高が反対表明している者の生産高を 超えることが示される必要があります*。
- ●上記事項は、申請者が申請書に示すこととされていますが、必要に応じ、申請後に産業所管大臣が確認できる**ことになっています。

^{*} ADガイドライン6.(2).三 CVDガイドライン5.(2).三 ** AD・CVDガイドラインの改正(平成29年4月1日施行)以降

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談 や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する 製品はよくダンピング調査の 対象となっているが、そもそも 調査ってどんなもの?



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、 どこから準備を始めたらよい のか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業(団体)名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先: s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。